

徳島県警察部内における用語の定義に関する訓令の制定について

〔昭和50年5月23日徳企監第92号
徳島県警察本部長から各部（室）課（隊）校長、各警察署長あて〕

県警察部内における文書事務の合理化を図るため、徳島県警察部内における用語の定義に関する訓令（昭和50年徳島県警察本部訓令第19号。以下「用語に関する訓令」という。）を制定し、昭和50年6月1日から施行することとしたので、下記事項に留意のうえ部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようされたい。

記

1 制定の趣旨

県警察部内における訓令、通達その他の文書（以下「訓令等」という。）の立案に当たって常時用いられている用語を統一化し、文書事務の合理化を図ろうとするものである。

2 運用上の留意点

- (1) 用語は、県警察部内における訓令等に用いる。ただし、次に掲げる事項については、用いることができない。
 - ア 文書作成について書式例が定められている場合
 - イ 県条例案、県規則案、県告示案、公安委員会規則案、公安委員会規程案、公安委員会告示案その他県警察部外に発信する文書
- (2) 用語に関する訓令の施行日以前に制定の訓令及び通達については、一部改正を行う都度に整備すること。
- (3) 県警察部外から訓令及び通達の照会があり疑義が生じるおそれがあるときは、用語に関する訓令について説明を加えること。